

暮らし

光回線トラブルにご注意ください

光回線の電話勧誘トラブルについて、「契約中の事業者との手続きだと思ったら、別の事業者と契約したことになる」「安くなると言われて契約したが高くなった」などの相談がセンターに寄せられています。

- 必ず、事業者名、サービス名、連絡先を聞いてメモしておきましょう。
- 事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。説明書面を受け取ってから、説明をよく聞くようにしましょう。
- 内容の不明や、必要がない場合はきっぱりと断りましょう。

不安に思った際には、市消費生活センターへ相談してください。

問市消費生活センター ☎ 61-5009

田村らくらくタクシー出前講座

「田村らくらくタクシー」をまだ利用したことのない方や将来の運転に不安を感じている方を対象に出前講座を開催します。利用方法や予約の流れなどをご説明します。地域のグループや各種団体など、希望される方はぜひお気軽にお申し込みください。

問総務部 企画調整課 ☎ 61-7615

救急の日、救急医療週間

9月9日(水)は「救急の日」、9月6日(日)～12日(土)は「救急医療週間」です。「緊急情報カード」の見直しを行い、もしものときに備えましょう。

※「緊急情報カード」とは、緊急時における救急院などへの情報提供カードです。地域包括支援センターまたは高齢福祉課でお渡しすることができますが、市ホームページからダウンロードできます。



問・市地域包括支援センター ☎ 68-3737 (担当地区：滝根町、大越町、都路町、常葉町)
・市ふねひき地域包括支援センター ☎ 73-8762 (担当地区：船引町)
・保健福祉部 高齢福祉課 ☎ 82-1115

9月20日から26日は動物愛護週間

●犬の飼い方

- ・生後91日以上の子犬には、登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票は、犬の首輪に必ずつけましょう。
- ・飼い犬を迷子にさせないでください。
- ・リードや首輪の点検を定期的に行い、万が一のために迷子札もつけましょう。
- ・犬の散歩の際は、必ずリードをつけ、フンは持ち帰りましょう。
- ・日常のトラブルを防ぐため、正しいしつけをしましょう。

●猫の飼い方

- ・猫は「室内飼い」をしてください。
- ・交通事故、病気、迷子、近隣へのフン尿被害を防ぐため、また、災害時に同行避難ができるように室内で飼いましょう。
- ・飼い猫が迷子になったときのために、迷子札をつけましょう。
- ・野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。
- ・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者(飼育者)となります。
- ・猫に不妊去勢手術を受けさせ、フン尿の後始末は管理者が責任を持って行い、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。

●飼い犬・猫の遺体を遺棄する事例が発生しています。

- ・飼い犬・猫を遺棄することは「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止されています。
- ・愛護動物を正当な理由なく殺傷した場合5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金、愛護動物を虐待し、または遺棄した場合1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科されます。
- ・必要な餌や水を与えない、病気や怪我を放置するなどの不適切な飼育も虐待に該当する場合があります。
- ・動物を飼育する際は、終生飼育の責任を持ち、周辺環境にも配慮した適正な飼育を心掛けましょう。
- ・飼育が困難になった場合には環境課をはじめとした関係機関へ相談しましょう。

ホームページはこちら



●飼い主のいない猫(野良猫)との共生について

- ・飼い主のいない猫(野良猫)による地域の生活環境問題を改善し、共生するための方法の一つとして「地域猫活動」があります。
- ・「地域猫活動」とは、飼い主のいない猫による生活環境の悪化を地域の問題として考え、地域住民が主体となって、その地域にいる飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、給餌場所やトイレを適切に管理することで、問題解決に取り組む活動をいいます。
- ・地域猫活動を推進するため、動物愛護センターでは「地域猫活動に関する説明会の実施」や「地区へのチラシの回覧による活動の周知」、「不妊去勢手術のために必要な猫捕獲器の貸出し」、「猫の不妊去勢手術及び耳カット」の支援(※)を行っております。地域猫活動へのご相談は動物愛護センターまでお問い合わせください。(※活動の支援対象となるためには、地区の代表者を含む2世帯以上で構成される活動団体を作る必要があります。)
- ・福島県動物愛護センターのホームページに「地域猫活動」のリーフレットが掲載されていますので、参考にしてください。

問市民部 環境課 ☎ 81-2272

ホームページはこちら



お知らせ

暮らし

募集

募集

たむら地域農業の現地見学会

●開催日

9月25日(金)・26日(土)
※1泊2日

●内容

たむら地域(田村市、三春町、小野町)でピーマン等の夏秋野菜、畜産農家を訪問し、農作業の様子を見て、農業経営の実状を見て、聞いて、たむら地域での就農をイメージする体験型イベント。

●宿泊費 無料

●申込期限 9月7日(月)

問田村地域就農支援プロジェクト(事務局：JA福島さくら だむら統括センター営農課) ☎ 82-6171



特設人権相談

人権に関する相談(家族、近隣関係、学校・職場の問題など)をお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●特設相談所(午前10時～午後3時)

- ・10月6日(火) 市役所1階102会議室
- ・10月21日(水) 大越行政局

問福島地方法務局 郡山支局 ☎ 024-962-4500

たむらのお試し就農体験野菜・きのこコース

●開催日

10月16日(金)・17日(土)
※1泊2日

●内容 市内農家で、実際に農業を体験します。ピーマン、キクラゲ・しいたけ・マッシュルームの収穫、出荷調製、その他管理作業等

●宿泊費 無料

●申込期限 10月2日(金)

●定員 2人

問田村地域就農支援プロジェクト(事務局：JA福島さくら だむら統括センター営農課) ☎ 82-6171



たむらの就農相談会

たむら地域で農業をはじめたいと考えている方向けに相談会を開催します。

●日時

10月7日(水)、11月4日(水)、12月2日(水)

●開催方法 対面のみ(相談者、田村農業普及所、市の3者面談)

●場所 三春合同庁舎

●申し込み方法

QRコードの詳細ページからお申し込みください。



問産業部 農林課 ☎ 81-2511

福島第一原子力発電所視察

●開催日 10月26日(月) 午前9時～午後5時(予定)

●募集人数 15人

※定員になり次第、締め切りとします。なお早めにお申し込みください。

●申込期限 9月28日(月)

●参加条件 18歳以上の方、市に住所を有する方、市内に勤務する方、中央公民館駐車場、常葉行政局駐車場、都路行政局駐車場に集合できる方

●申し込み方法 申込書に必要事項を記入のうえ、顔写真付き本人確認証明書の写しを添付し、生活安全課または各行政局市民係まで提出、または郵送によりお申し込みください。また、下記QRコードから電子申請も可能です。

※申込書に写しを添付した本人確認証明書の原本は、当日必ず持参ください。

※申込書は、生活安全課または各行政局市民係、もしくは市ホームページにて配布しております。



●その他

- ①感染症対策で施設内の食堂が利用できないため、各自昼食を持参願います。
- ②感染症の今後の状況により、中止となる場合があります。

問・市民部 生活安全課 ☎ 82-1116

行政相談

役所の仕事や手続、サービスに関するお困りごとをご相談ください。その解決や実現を促進し、行政の制度や運営の改善に生かします。

●日時 10月6日(火) 午後1時30分～3時30分

●場所 都路行政局2階研修室1

●相談委員 渡辺 清徳さん(都路町) 助川 富士子さん(船引町)

問総務部 総務課 ☎ 81-2111

広告欄 ::::: Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課 (☎0247-81-2117) へ